

岩手県告示第181号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

令和元年8月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 定期検査の対象となる特定計量器 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する計量器
- 2 定期検査を行う区域、場所及び期日

区 域	場 所	期 日
雫石町	当該市町村で定める場所	令和元年9月3日
矢巾町	〃	令和元年9月4日
紫波町	〃	令和元年9月10日及び同月11日
田野畑村	〃	令和元年9月25日（午後）及び同月26日（午前）
普代村	〃	令和元年9月26日（午後）
野田村	〃	令和元年9月27日
一戸町	〃	令和元年10月7日（午後）から同月9日（午前）まで
宮古市	〃	令和元年10月21日、同月23日から同月25日まで及び同年11月8日
山田町	〃	令和元年11月5日（午後）から同月7日まで
釜石市	〃	令和元年11月15日（午前）

- 3 定期検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人計量計測技術センター